

議案第8号

里庄町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について

里庄町老人ホーム入所判定委員会設置条例を別紙のとおり定める。

平成27年3月4日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号及び第2号に規定する特別養護老人ホーム及び養護老人ホームへの入所措置を適正に行うために設置する里庄町老人ホーム入所判定委員会に必要な事項について、条例で定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町老人ホーム入所判定委員会設置条例

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号及び第2号の規定による老人ホームへの入所措置の適正な実施を図るため、里庄町老人ホーム入所判定委員会(以下「判定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 判定委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を町長に報告する。

- (1) 老人ホームへの入所措置の要否の判定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、判定委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 判定委員会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 老人福祉施設長
- (3) 民生委員
- (4) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 判定委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 判定委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 判定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 判定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年里庄町条例第16号)の規定により支給する。

(庶務)

第8条 判定委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、判定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。